



# 熊本県公報

第13015号  
令和3年(2021年)  
4月6日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○熊本県産業廃棄物指導要綱の一部改正……………	(循環社会推進課) 1
○熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱の一部改正……………	( " ) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………	(障がい者支援課) 2
○大浦港湾区域に係る公有水面埋立免許の出願の要領……………	(港湾課) 2
○介護医療院の開設許可……………	(高齢者支援課) 3
○熊本都市計画道路の変更……………	(都市計画課) 3
○御船都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更……………	( " ) 4
<b>公 告</b>	
○換地計画の決定……………	(農地整備課) 4
○土地改良区の合併認可……………	(農村計画課) 4
○熊本都市計画特別用途地区の変更(益城町決定)……………	(都市計画課) 4
○営業所の所在地又は所在が確知できない建設業者……………	(監理課) 5
○農用地利用配分計画の認可……………	(農地・担い手支援課) 5
○農用地利用配分計画の認可……………	( " ) 5
○熊本県電子入札共同利用システムに係る賃貸借契約の相手方の決定……………	(監理課) 6
<b>登 載 依 頼</b>	
○自動車任意保険契約に係る一般競争入札の実施……………	(警察本部警務課) 6

## 告 示

### 熊本県告示第328号

熊本県産業廃棄物指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。  
令和3年(2021年)4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業廃棄物指導要綱の一部を改正する要綱  
熊本県産業廃棄物指導要綱(令和元年熊本県告示第137号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの様式中「印」を削る。

別記第4号様式中「㊦」を削る。

別記第6号様式から別記第8号様式までの様式中「印」を削る。

別記第9号様式(表)中「印」を削り、同様式(裏)中「押印し」を削る。

別記第10号様式及び別記第12号様式から別記第14号様式までの様式中「印」を削る。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。

### 熊本県告示第329号

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年(2021年)4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱の一部を改正する要綱

熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱(令和元年熊本県告示第138号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式まで及び別記第6号様式から別記第9号様式までの様式中「印」を削る。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。

熊本県告示第330号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
エキスポ宇城 宇城市松橋町両仲間17 16番地3	コネクトムーブ株式会社 宇城市松橋町両仲間17 16番地3 藤本 卓哉	就労継続支援B型	令和3年（2021年）4 月1日

熊本県告示第331号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和3年（2021年）4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 出願者の住所及び氏名  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県代表者 熊本県知事 蒲島郁夫
- 2 埋立区域
  - (1) 位置  
天草市有明町大字大浦字赤岩53-1、54-1、天草市有明町大字大浦字下小畦44-5、45-1、45-3、45-4、45-5、49-1に隣接する  
県道地先公有水面
  - (2) 区域  
次の①の地点から⑳の地点、㉑の地点から㉓の地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と㉑の地点、㉒の地点と㉓の地点を結ぶ令和2年春分の日の満潮位（DL+3.075メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
①の地点 国土地理院三等三角点黒洲（北緯32度30分07.7834秒、東経130度23分06.3227秒）から301度58分17秒、1662.922メートル  
②の地点 ①の地点から241度53分35秒 15.539メートル  
③の地点 ②の地点から201度44分31秒 2.830メートル  
④の地点 ③の地点から188度41分19秒 2.973メートル  
⑤の地点 ④の地点から188度36分10秒 1.789メートル  
⑥の地点 ⑤の地点から189度33分19秒 4.879メートル  
⑦の地点 ⑥の地点から194度37分07秒 3.837メートル  
⑧の地点 ⑦の地点から186度04分22秒 23.419メートル  
⑨の地点 ⑧の地点から270度19分30秒 1.744メートル  
⑩の地点 ⑨の地点から269度37分54秒 2.240メートル  
⑪の地点 ⑩の地点から179度49分10秒 0.120メートル  
⑫の地点 ⑪の地点から179度15分14秒 6.728メートル  
⑬の地点 ⑫の地点から172度35分50秒 6.802メートル  
⑭の地点 ⑬の地点から172度13分47秒 7.685メートル  
⑮の地点 ⑭の地点から171度00分43秒 3.062メートル  
⑯の地点 ⑮の地点から173度52分56秒 2.402メートル  
⑰の地点 ⑯の地点から174度00分19秒 6.765メートル  
⑱の地点 ⑰の地点から169度43分55秒 6.217メートル  
⑲の地点 ⑱の地点から170度59分46秒 3.409メートル  
⑳の地点 ⑲の地点から175度27分47秒 3.100メートル  
㉑の地点 ⑳の地点から180度00分49秒 1.480メートル  
㉒の地点 国土地理院三等三角点黒洲（北緯32度30分07.7834秒、東経130度23分06.3227秒）から301度13分00秒、1637.155メートル

- ⑳の地点 ㉒の地点から268度54分12秒 4.688メートル
- ㉑の地点 ㉓の地点から272度44分52秒 5.048メートル
- ㉒の地点 ㉔の地点から266度19分02秒 4.544メートル
- (3) 面積  
224.85平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置  
天草市有明町大字大浦字赤岩53-1、54-1、天草市有明町大字大浦字下小畦44-5、45-1、45-3、45-4、45-5、49-1に隣接する  
県道地先公有水面
- (2) 区域  
次の各地点を順次に結んだ線及び㉗の地点と㉘の地点を結んだ線により囲まれた区域
- ㉗の地点 国土地理院三等三角点黒洲（北緯32度30分07.7834秒、東経130度23分06.3227秒）から303度56分12秒、1167.305メートル
- ㉘の地点 ㉗の地点から256度25分21秒 7.854メートル
- ㉙の地点 ㉗の地点から222度53分11秒 66.642メートル
- ㉚の地点 ㉗の地点から230度25分40秒 14.527メートル
- ㉛の地点 ㉗の地点から271度40分28秒 2.962メートル
- ㉜の地点 ㉗の地点から257度30分45秒 7.901メートル
- ㉝の地点 ㉗の地点から268度54分12秒 4.688メートル
- ㉞の地点 ㉗の地点から272度44分52秒 7.516メートル
- ㉟の地点 ㉗の地点から274度03分44秒 6.540メートル
- ㊱の地点 ㉗の地点から273度27分45秒 3.248メートル
- ㊲の地点 ㉗の地点から269度46分22秒 18.061メートル
- ㊳の地点 ㉗の地点から239度51分08秒 8.698メートル
- ㊴の地点 ㉗の地点から241度53分35秒 15.539メートル
- ㊵の地点 ㉗の地点から201度44分31秒 2.830メートル
- ㊶の地点 ㉗の地点から188度41分19秒 2.972メートル
- ㊷の地点 ㉗の地点から188度36分10秒 1.788メートル
- ㊸の地点 ㉗の地点から189度33分19秒 4.879メートル
- ㊹の地点 ㉗の地点から194度37分07秒 3.836メートル
- ㊺の地点 ㉗の地点から186度04分22秒 26.239メートル
- (3) 面積  
1963.73平方メートル
- 4 埋立地の用途  
道路用地
- 5 出願年月日  
令和3年(2021年)3月9日
- 6 関係書類の縦覧場所  
熊本県土木部河川港湾局港湾課、熊本県天草広域本部土木部維持管理課及び天草市建設部建設総務課

熊本県告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により介護医療院の開設を次のとおり許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護医療院）

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護医療院 人吉リハビリテーション病院 人吉市下新町359番地	医療法人社団同心会	令和3年（2021年） 4月1日

熊本県告示第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年（2021年）4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画道路

- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
菊陽町大字原水字北上原、字上長塚、字上堀川、字上前通、字馬場、字北畠、字下八町及び字南受の各一部
- 3 縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課

**熊本県告示第334号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年（2021年）4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類  
御船都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
御船都市計画区域の全域
- 3 縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課

**公 告****熊本県公告第231号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営両併西部地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和3年（2021年）4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 令和3年（2021年）4月 7日から  
令和3年（2021年）5月10日まで
- 2 縦覧の場所 南阿蘇村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第232号**

山鹿・鹿央土地改良区及び内田川地区土地改良区の合併については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により令和3年（2021年）3月26日付けで認可したので、同条第3項の規定により合併後存続し定款を変更する土地改良区及び合併により解散する土地改良区について、次のとおり公告する。

令和3年（2021年）4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 合併後存続し定款を変更する土地改良区  
名 称 山鹿土地改良区  
所在地 山鹿市山鹿1026番地3
- 2 合併により解散する土地改良区  
名 称 内田川地区土地改良区  
所在地 山鹿市山鹿1026番地3

**熊本県公告第233号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年（2021年）4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第234号

建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できないため、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により次のとおり公告する。
なお、この公告の日から30日以内に出るがないときは、同法第29条の2第1項の規定により建設業者の許可を取り消すことがあるため、次の建設業者は、営業所の所在地を変更して建設業を営んでいる場合にあっては同法第11条第1項の変更届出書を、建設業を廃止した場合にあっては同法第12条の規定による届出書を提出することとする。

令和3年（2021年）4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 営業所の所在地又は所在が確知できない建設業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 有限会社柿山商会
八代市岡町中1595-1
代表取締役 柿山 洋一
熊本県知事許可（般-30）第15189号
(2) 株式会社大功設備工業
菊池郡菊陽町津久礼2386-3
代表取締役 白浜 文博
熊本県知事許可（般-29）第16409号
(3) 株式会社エコスマイル
宇城市松橋町浦川内235-1
代表取締役 加藤 敏哉
熊本県知事許可（般-30）第16510号
(4) 有限会社長嶺リフォームセンター
熊本市東区長嶺西1-6-38-28
取締役 宮本 幹生
熊本県知事許可（般-28）第17205号
(5) 有限会社大栄建設
荒尾市宮内835-1
取締役 山本 雅章
熊本県知事許可（般-29）第17773号

2 申出先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県土木部監理課建設業班
電話096-333-2485

熊本県公告第235号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

Table with 3 columns: 貸借権の設定等を受ける者 (氏名又は名称, 住所), 貸借権の設定等を受ける土地. Rows include 有限会社アグリパートナーきくち, 株式会社七城の恵み, 株式会社アドバンス, 三池 辰三.

2 認可年月日

令和3年（2021年）3月30日

熊本県公告第236号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
田上 三千男	玉名市天水町立花	玉名市天水町小天字二ノ切7459番
農事組合法人梅林	玉名市玉名	玉名市津留字手越141番
坂井 優真	玉名市横島町共栄	玉名市大浜町字大栄5368番1
清田 啓之	玉名郡玉東町西安寺	玉名郡玉東町大字原倉字七ツ松173番20
株式会社農匠なごみ	玉名郡和水町内田	山鹿市方保田字権現の前1198番3ほか2筆

2 認可年月日

令和3年(2021年)3月30日

**熊本県公告第237号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号、以下「特定政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公告する。  
令和3年(2021年)4月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県電子入札共同利用システムに係る使用機器等の賃貸借契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県土木部監理課  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和3年(2021年)1月28日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地  
日立キャピタル株式会社 九州法人支店  
福岡県福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 落札金額(月額)  
3,749,900円(うち消費税及び地方消費税の額340,900円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和2年(2020年)12月1日

**登載依頼**

**熊本県警察本部公告第24号**

次のとおり一般競争入札に付する。  
令和3年(2021年)4月6日

熊本県警察本部長 岸田 憲夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 契約名  
自動車任意保険契約
  - (2) 入札・契約担当部局  
熊本県警察本部警務課装備係(熊本県庁警察棟3階)  
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-381-0110(内線2316)
  - (3) 契約内容  
熊本県警察車両1,177台に対する自動車任意保険契約  
「自動車任意保険仕様書」のとおり
  - (4) 契約期間  
令和3年(2021年)5月31日(月)から令和4年(2022年)5月31日(火)まで
  - (5) 入札方式  
この入札は、紙入札案件である。

- (6) 入札金額等  
入札金額は、本保険契約に要する費用の総価とする。
- (7) 入札方法  
ア 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規程を準用する。  
イ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- (8) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 保険業について内閣総理大臣の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督庁の事業認可を受けている者
- (3) 令和3年（2021年）4月1日現在において、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者
- (4) 熊本県内に本店、支店、本社、支社又は営業所（代理店を除く。）を2店舗以上有し、かつ、1店舗以上を熊本市内に、1店舗以上を熊本市以外に有する者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 県税を完納している者
- (8) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。  
ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。  
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。  
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。  
エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。  
オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。  
※ 「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員等」及び「暴力団密接関係者」とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。  
※ 「役員等」とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。  
※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(1)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、一般競争入札参加資格審査申請書（別紙1）を提出すること。
- (2) 提出方法  
（1）に掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から令和3年（2021年）4月19日（月）午後5時まで
- (4) 提出先  
1（2）の入札・契約担当部局
- (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査の結果は、資格審査結果通知書（別紙2）により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
1（2）の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）4月19日（月）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札書等の様式、入札説明書の交付  
1（2）の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年（2021年）5月7日（金）まで行う。  
※ ただし、入札前の積算に必要な車両データについては、入札参加者のうち入札参加資格審査に合格した者に対して、電子データを提供する。
- (3) 入札の方法

ア 日時  
令和3年(2021年)5月7日(金)午前10時

イ 場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁警察棟3階 301会議室

ウ 入札書の提出方法

入札書(別紙様式1(代理人が入札するとき、入札書及び委任状別紙様式2))をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)5月6日(木)午後5時(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の契約名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の契約名を朱書し、中封筒の中に再入札書(別紙様式3)を入れること。

(4) 開札の方法、日時等

入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)のもとに(3)アの日時に(3)イの場所で開札を行う。

(5) 入札の回数

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。

なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したもののみならず。

(6) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 二以上の意思表示をした入札

ケ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、当該入札者のうち開札に立ち会わない者があるときは、これに代えて当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

契約書については作成を要しないものとする。

なお、契約の合意内容を証するものとして保険証券を徴し、熊本県警察により作成する特約書を別途締結する。

(2) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (2)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7 問合せ

- (1) 入札の契約内容、仕様書、資格審査申請等入札の内容全般に関する問合せ先  
熊本県警察本部警務課装備係（熊本県庁警察棟3階）  
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-381-0110（内線2316）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）